国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。また、近年道内においても、平成28年8月の一連の台風や平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する傾向にある。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域(生産空間)が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方 の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的か つ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。
- 3 「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。

- 4 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 6 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するなど、公共施設の長寿命化 や、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採 択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 7 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保すると ともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能と なるよう財政支援を強化すること。
- 8 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及 び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財 政支援の充実強化を図ること。
- 9 堤防整備、ダム建設・再生などの対策を進めるため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
- 10 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設 部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

総務大臣 殿

国土交通大臣 殿

国土強靱化担当大臣 殿